

寝屋川市家庭教育支援連絡会会則

(目的及び設置)

第1条 家庭教育に関する課題及び取組について次条に規定する事項を検討するため、寝屋川市家庭教育支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、家庭教育の推進及び支援を行っていくため、次の各号に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 家庭教育に関する情報収集及び意見交換
- (2) 家庭教育の支援策についての意見交換
- (3) その他家庭教育の支援に関する意見交換

(組織)

第3条

1 委員は、次の各号に掲げる者のうちから16名以内で構成する。

- (1) 社会教育委員会議
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 市立校園PTA協議会
- (4) 小学校校長会
- (5) 幼稚園園長会
- (6) 保育所所長会
- (7) こどもセンター・子育て支援センターの職員
- (8) こどもを守る課の職員
- (9) 家庭教育支援者
- (10) 家庭教育に関して熱意のある市民
- (11) 前各号に掲げる者の他教育委員会が認めた者

2 委員の任期は、委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。再任は妨げない。任期途中にて辞職等により欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、委員の中から互選により選出し、委員長が、副委員長を指名する。

- 5 委員長は、連絡会を招集し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員長及び副委員長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(資料の提出等の要求)

第4条 「連絡会」は、その所掌事務を遂行するため、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、社会教育部青少年課において処理する。

附 則

この会則は、平成14年12月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年2月20日から施行する。

附 則

1 平成21年8月31日に委嘱をする場合の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず平成24年3月31日とする。

2 この会則は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年3月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。